# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	っせん	等0	)概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

# 佐賀厚生年金 事案 432

# 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成2年8月から3年2月までは53万円、3年3月から同年8月までは20万円に訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から3年9月30日まで

A社B支店に勤務した平成2年8月1日から3年9月30日までの期間について、社会保険庁の厚生年金保険標準報酬月額の記録が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と大きく相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、申立人が主張するとおり、平成2年8月から3年2月までは53万円、3年3月から同年8月までは20万円と記録されているところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日(平成3年9月30日)の翌日の同年10月1日に資格取得日まで遡及して8万円に引き下げていることが確認できる。

また、A社の全被保険者 35 人中 30 人についても申立人と同様に、標準報酬月額が被保険者の各々の資格取得日に遡及して8万円に引き下げられているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社の商業登記簿謄本によれば、申立人は平成2年5月30日から3年11月30日まで取締役に就任していたことが確認できるものの、申立人は「自らが取締役であったことを知らなかった。」と供述している上、申立人と同様に商業登記簿上取締役と記載されている同僚も「自分は取締役ではなかった。社会保険関係の事務は本社でされていた。」と供述していることから、申

立人は社会保険関係の事務には関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年8月から3年2月までは53万円、3年3月から同年8月までは20万円と訂正することが必要である。

# 佐賀厚生年金 事案 433

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月29日から28年2月1日まで

② 昭和28年10月31日から29年3月1日まで

昭和27年4月1日から33年6月21日までAの季節指導員として、継続してB社C事業所に勤務した。Aの仕事は春から秋にかけて行い、冬はB社C事業所でDやEを行っていた。昭和27年から33年までの間、継続してB社C事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚二人の供述から、申立人が昭和27年4月ごろからB 社C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録において、B社C事業所は昭和35年3月24日に全喪しており、本社の人事部担当者は、「C事業所は既に休止しており、資料は何も無い。当社の健康保険組合は昭和60年代ごろからの記録しか保管していない。」と供述し、また、女性従業員の厚生年金保険事務を担当していた同僚一人は「男性従業員の厚生年金保険事務担当者の名前は記憶していない。」と供述している上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、B社人事部担当者は「申立人は当社におけるAの指導員と考えられるが、冬季はAの仕事が無いので厚生年金保険被保険者資格を喪失させることはあったのかもしれない。」と供述している。

さらに、申立人と同様にAの指導員の業務に従事し、冬季にはD等を行っていた同僚の一人、及び冬季においてもAの仕事等を行っていた同僚の一人

は、いずれも、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の申立期間とほぼ同時期において厚生年金保険に加入していないことが確認できるため、申立期間当時、B社は、Aの閑散期である冬季においては、従業員すべてを厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。